

神戸市福祉有償運送運営協議会協議基準

平成20年2月29日

一部改定 令和7年2月10日

神戸市福祉有償運送運営協議会

道路運送法第79条の2の規定による自家用有償旅客運送（福祉有償運送）の登録に係る運営協議会における協議の基準について

道路運送法及び道路運送法施行規則等における福祉有償運送に係る諸規定に照らし、神戸市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）においては、登録に係る協議の基準について、以下のとおり取り扱う。

（運送主体）

第1条 運送の主体は、道路運送法施行規則第48条で規定する次に掲げる非営利法人等で、定款等に福祉有償運送を行う旨の記載があることを要する。

- ① NPO法人(法78条2号)
- ② 一般社団法人、一般財団法人
- ③ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体
- ④ 農業協同組合
- ⑤ 消費生活協同組合
- ⑥ 医療法人
- ⑦ 社会福祉法人
- ⑧ 商工会議所、商工会
- ⑨ 営利を目的としない法人格を有しない社団であって、代表者の定めがあり、かつ、当該代表者が法79条の4第一号から第三号までのいずれにも該当しない者であるもの

（運送の対象）

第2条 運送の対象となるのは、原則として住所地が神戸市内にある者であって、あらかじめ登録された会員及びその付き添い人とする。ただし、住所地が神戸市外であっても、運送の区域が神戸市内にある場合は会員となることができる。

なお、会員は、以下に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者であると運営協議会において認められた者であることを要する。

- ① 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体障害者であって身体障害者手帳を所持する者。
- ② 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者であって、運営協議会において身体状況等について運送の対象とすることが適当であることの確認がなされた者。
- ③ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第4号に規定する

知的障害者であって、運営協議会において身体状況等について運送の対象とすることが適当であることの確認がなされた者。

- ④ 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 19 条第 1 項に規定する要介護認定を受けている者であって介護保険被保険者証を所持する者。
- ⑤ 介護保険法第 19 条第 2 項に規定する要支援認定を受けている者であって、運営協議会において身体状況等について運送の対象とすることが適当であることの確認がなされた者。
- ⑥ 介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 140 条の 62 の 4 第 2 号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者であって、運営協議会において身体状況等について運送の対象とすることが適当であることの確認がなされた者。
- ⑦ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者であって、運営協議会において身体状況等について運送の対象とすることが適当であることの確認がなされた者。なお、「その他の障害」には、発達障害、自閉症、学習障害を含む。
- ⑧ 前記②、③、⑤、⑥及び⑦に掲げる者には、他人の介助なしでは移動することが困難であり、かつ、単独でバス・タクシー等の公共交通機関を利用することが困難な者であることを、医師や福祉・介護の専門職が判断した者を含むものとする。
- ⑨ 福祉有償運送は、ドア・ツー・ドアの個別輸送を原則とする。ただし、透析患者の透析のための輸送、知的障害者、精神障害者の施設送迎等について、運送者の判断により、1 回の運行で複数の旅客を運送することができる。

複数乗車を実施する場合において、対価の設定については、当該自動車の乗車定員を最大限利用した場合における対価の総額が、同一距離又は、時間を運行した場合におけるタクシー運賃の額と比較して約 8 割を目安として、営利に至らない範囲において設定し、運営協議会において認められることを要する。

ただし、特段の事情がある場合には、約 8 割を超える対価を設定することができる。

(運送の区域)

第3条 運送の区域が神戸市内にあること（運送の発地又は着地のいずれかが神戸市内にあること。）

(使用車両)

第4条 福祉有償運送に使用する車両は、運送主体が所有する乗車定員 11 人未満の自家用自動車のうち次に掲げるものであることを要する。

- ① 寝台車：車内に寝台（ストレッチャー）を固定する設備を有する自動車
- ② 車いす車：車いすの利用者が車いすのまま車内に乗り込むことが可能な自動車であってスロープ又はリフト付きの自動車
- ③ 兼用車：ストレッチャー及び車いすの双方に対応した自動車
- ④ 回転シート車：回転シート（リフトアップシートを含む。）を備える自動車
- ⑤ セダン型車両：人工透析患者、精神障害者又は知的障害者のみを運送する場合等であって、本条第 4 項の要件を満たす場合に限り使用できるものとする。

2 リース又は割賦販売等運送主体の所有（使用）に属さない車両については、運送主体が使用権

権原を有しており、使用権原を示す契約が書面により確認できる場合に限り使用を認めるものとする。

3 運転者等から提供される自動車（いわゆる持ち込み車両）については、以下の要件を満たす場合に限り、使用を認めるものとする。

① 運送主体と自動車を提供する者との間に、当該車両の使用に係る契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること。

② 当該契約において、有償運送事業の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について運送主体が責任を負うことが明確化されていること。

4 セダン型車両については、現にセダン型車両を必要としている登録会員を有している場合であって、使用車両数が輸送需要を考慮した必要かつ最小限度のものであることなどセダン型車両の使用を相当とすることについて協議会で協議が調った場合に限りその使用を認めるものとする。

ただし、すでに許可又は登録を受けている運送主体におけるセダン型車両の増車については、この限りではない。

5 使用車両の車体の両側面に、外部から見やすいように福祉有償運送に用いる車両である旨を表示すること。

また、運送主体においては、使用する車両の型式、自動車登録番号及び初度登録年、損害賠償措置、関係する設備又は装備その他必要な事項を記入した自動車登録簿を作成し、適切に管理するものとする。

（運転者）

第5条 運転者は、以下に掲げるいずれかの要件を備える者であることを要する。

① 第二種運転免許を有し、現にその効力が停止されていない者

② 第一種運転免許を有しており、現にその効力が停止されていない者（当該効力が運転者として選任される日から遡って3年以内に停止された者を除く。）であって、国土交通大臣が認定する講習を修了している者

③ 前号に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。

2 運送にあたってセダン型車両を使用する場合、前項の要件に加えて、運転者又は同乗者のいずれかが次に掲げる要件のいずれかを備えた者であることを要する。

① 介護福祉士の登録を受けていること。

② 国土交通大臣が認定する講習を修了していること。

③ 前号に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。

3 運転に関し特に支障がないと認められる者であることを第8条に規定する運行管理の責任者の責任を持って確認することを要する。

（損害賠償措置）

第6条 運送に使用する車両全てについて、対人無制限及び対物1,000万円以上の任意保険若しくは共済（搭乗者傷害を対象に含むものに限る。）に加入していること又はその計画があることを要する。

また、乗降介助時等、移動していない場合における事故についても保障を受けることができる

保険等に参加しておくことが望ましい。

なお、自家用有償旅客運送者の法令違反が原因の事故について免責となっていないこと、期間中の支払額に制限がないことを確認することを要する。

(運送の対価)

第7条 運送の対価は、当該地域における一般旅客自動車運送事業の上限運賃額、公共交通機関の状況等地域の特性を勘案しつつ、営利に至らない範囲において設定することとし、近畿運輸局長公示に基づく神戸・阪神間地区におけるタクシー事業の上限運賃及び料金の約8割を目安として、運送の対価以外の対価については、実費の範囲内であること。

なお、特段の事情がある場合には、約8割を超える対価を設定することができる。

また、運賃の体系は、距離制と時間制によるものだけでなく、必要に応じて両者の組み合わせや定額制によるものを設定することも可能とする。

- ① 距離制又は時間制とも、乗車時から降車時までの適用とする。
- ② 待機料金及び介助料金等運送の対価以外の対価については、タクシー事業における料金を参考として、協議会で個別に認めたものに限り徴収できるものとする。
- ③ 設備使用料の徴収は、原則として認めない。

(管理運営体制)

第8条

① 運行管理

運送主体は、運行管理の責任者を選任し、輸送の安全及び利用者の安全確保ができる体制を整備することを要する。

また、事業者協力型自家用有償旅客運送（一般旅客自動車運送事業者が法第79条の2第1項第5号に掲げる運行管理及び道路運送法施行規則第51条の2に掲げる車両管理業務について協力する自家用有償旅客運送。以下「事業者協力型自家用有償旅客運送」という。）にあつては、運行管理の責任者は当該協力事業者の運行管理者であることを要する。

なお、運行管理の責任者は、1事業所の車両が5両以上となる場合には、次に掲げる者のうちから選任されていることを確認するものとする。

- イ 運行管理者資格を有する者
- ロ 運行管理者試験の受験資格を有する者
- ハ 安全運転管理者の要件を満たす者

② 整備管理

整備管理の責任者を選任し、定期的な点検や整備の適切な実施を行う体制が整備されていることを要する。

また、事業者協力型自家用有償旅客運送にあつては、整備管理の責任者は当該協力事業者が選任する者であることを要する。

なお、整備管理の責任者は、次に掲げる者のうちから選任されていることが望ましい。

- イ 自動車整備士資格を有する者
- ロ 整備管理者選任前研修を受けた者

第9条 事故、苦情対応等 事故が発生した場合の対応にかかる責任者を選任するとともに、関係先（兵庫陸運部、警察、消防、神戸市）との必要な連絡体制が整備されていること。

2 苦情等に対して、適切に対応できる体制が整備されていること。

附則

この扱いは、平成20年2月29日から実施するものとする。

附則（平成22年8月3日 運営協議会決定）

この扱いは、平成22年8月3日から実施するものとする。

附則（平成25年7月25日 運営協議会決定）

この扱いは、平成25年7月25日から実施するものとする。

附則（平成28年7月19日 運営協議会決定）

この扱いは、平成28年7月19日から実施するものとする。

附則（令和3年3月25日 運営協議会決定）

この扱いは、令和3年3月25日から実施するものとする。

附則（令和6年5月7日 運営協議会決定）

この扱いは、令和6年5月7日から実施するものとする。

附則（令和7年2月10日 運営協議会決定）

この扱いは、令和7年2月10日から実施するものとする。